

給付金制度の骨子（案）

給付金制度の骨子（案）

1 対象となる再配分

電波の再配分計画の決定公表から5年以内に電波の使用期限を迎える電波の再配分

2 給付金額

以下（１）と（２）の合計額とする。

（１）過去の設備投資に対するもの

電波の再配分により撤去される設備の残存価値（残存簿価から残存価額を除いたもの。以下同じ。）とする。

ただし、再配分計画の公表から10年後において残存価値が存する場合には、当該10年後の残存価値を差し引いた金額とする。

なお、対象となる複数企業で異なる耐用年数を用いている場合は、最も多く使用されている耐用年数を用いて、残存簿価を計算するものとする。

（２）新たに発生する損失

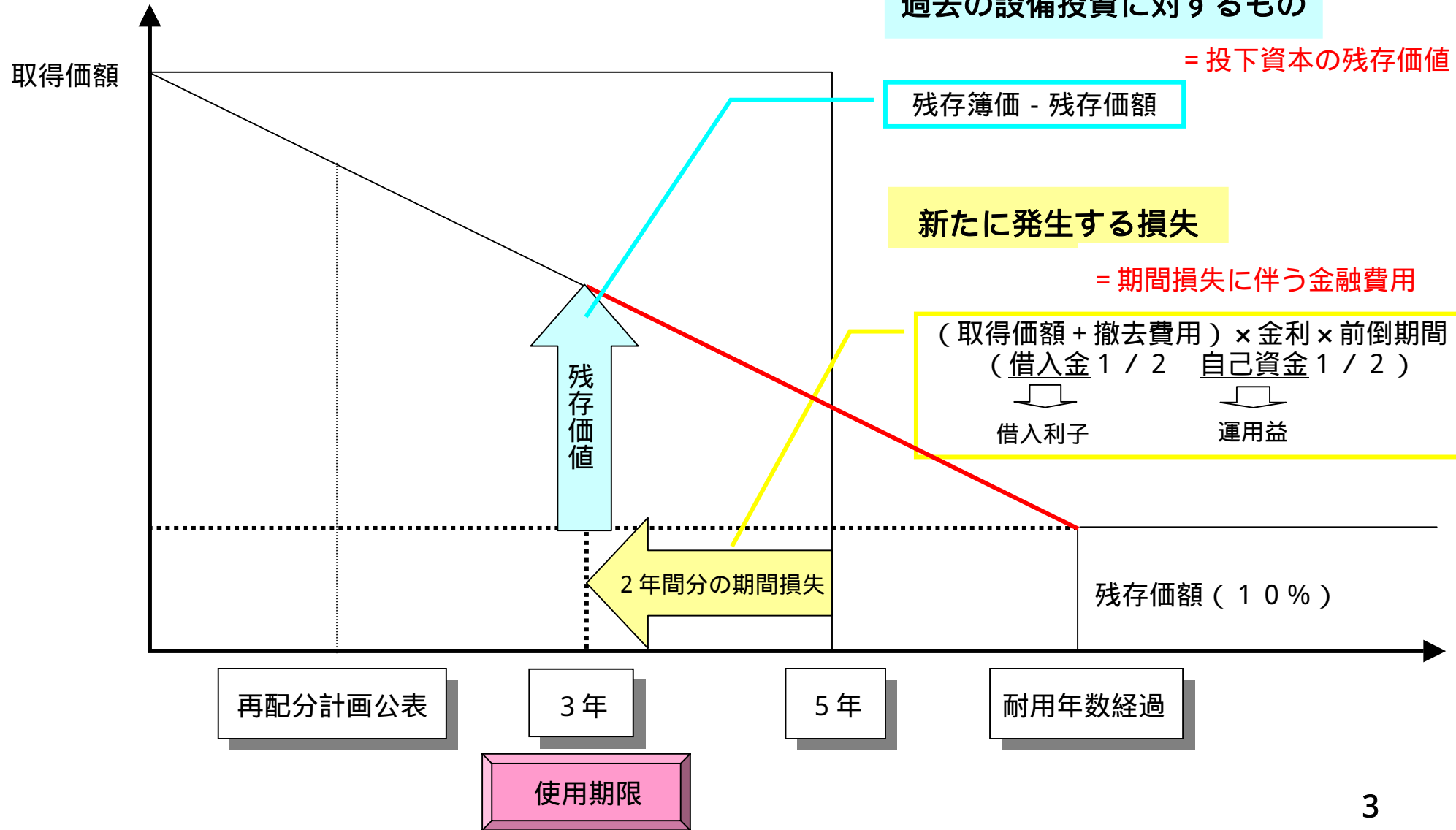
撤去費用及び新規設備の取得費用の合計額についての前倒期間中の金融費用。

この場合において、上記合計額の2分の1を借入金、残りを自己資金により賄うものとし、撤去費用、新規設備の取得費用、前倒期間、適用利率は以下によることとする。

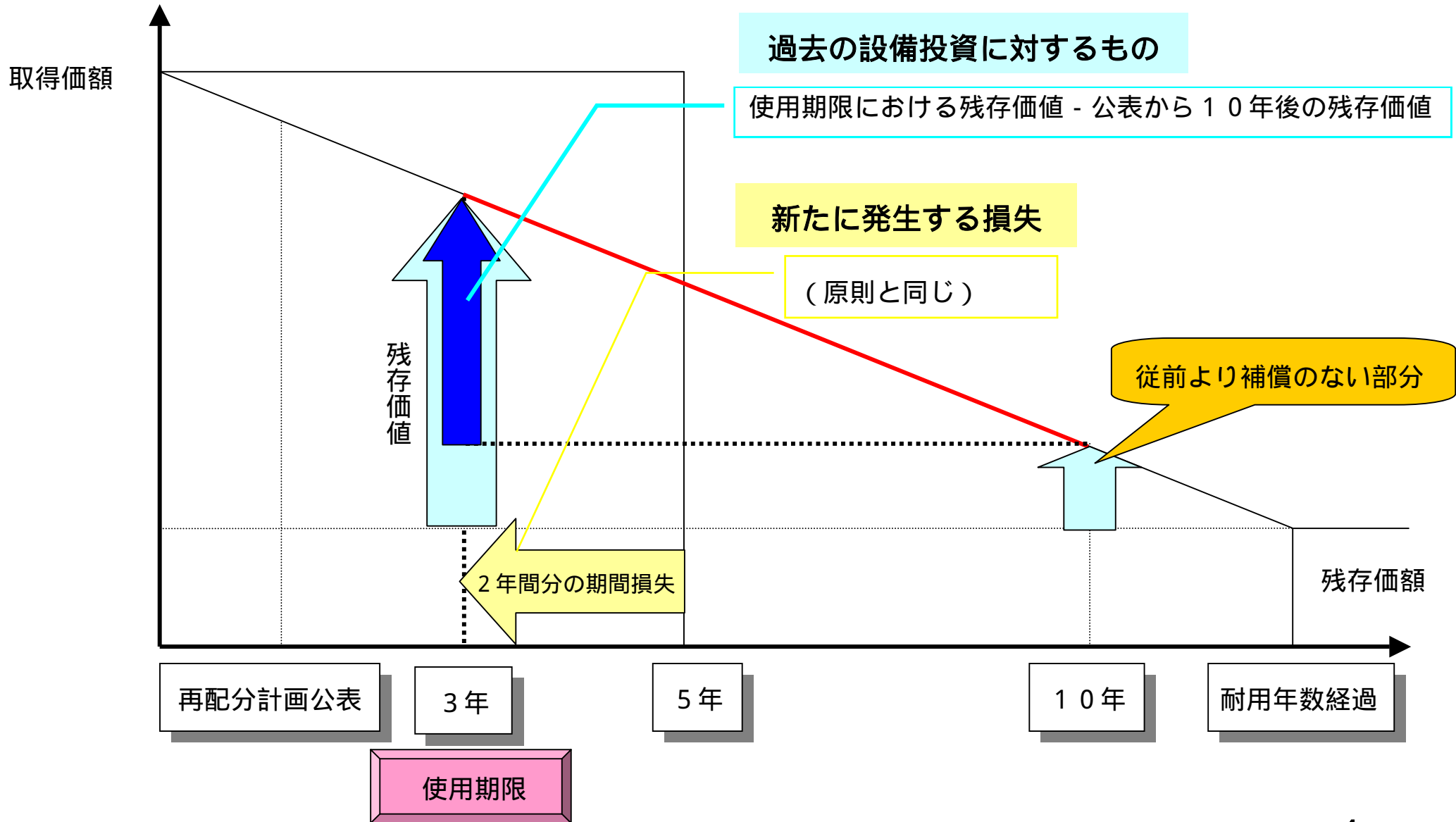
- イ 撤去費用・・・類型化された設備ごとに、取りはずし費用、運搬費用及び廃棄費用の合計額を定型化して定める金額
- ロ 新規設備の取得費用・・・撤去される設備の取得費用と同額と仮定。
- ハ 前倒期間・・・計画公表の5年後の時点（ただし、予め周波数割当計画によりこれ以前の時点に最終使用期限が定められている場合には、当該使用期限）と再配分計画に定める最終使用期限とを比較した場合の前倒期間
- ニ 適用利率・・・原則として借入利率は計画公表時点における長期プライムレート。ただし、対象免許人の実際の市場調達金利が長期プライムレートと大きく乖離する場合には、別途、諸事情を勘案して適正な利率を定めるものとする。
自己資金の運用利率は、定期預金の利率等を参考としつつ、前倒し期間を勘案して定めるものとする。

給付金額の算定のイメージ

原則



計画公表から10年後において残存価値が存する設備の場合



参考

大都市圏において5GHz帯のうち100MHz幅を短期間で再配分した場合
前提条件

- 1 該当する無線局数を70局とし、前倒期間を2年間とする。
- 2 撤去設備を送受信装置（変復調装置を含む。）及び端局装置とし、撤去設備数を送受信装置140、端局装置100とする。
(5GHz帯の使用周波数帯(600MHz)のうち再配分を100MHz幅に限ることから局舎及び鉄塔等は撤去されないものとする。)
- 3 撤去費用は取得価額の10%とする。

推定給付金額：約4.8億円

過去の設備投資に対する部分

2.3億円〔耐用年数未経過の装置の総取得価額〕×0.1〔残年数分の償却率〕= **2.3億円**

残年数を1.5年と仮定

新規設備の前倒し取得に伴う金融費用分

1.45億円〔総取得価額〕×1.1×1/2×(0.015×2+1.0006²-1) = **2.5億円**

借入利率を1.5%（長プラ）運用利率を0.06%（定期預金利率）と仮定

取得価額 送受信装置：3,500万円 端局装置：4,500万円（サンプル調査を基に推計）

総取得価額総 **1.45億円**

送受信装置：3,500万円×140×2（対向周波数分） 100億円

端局装置：4,500万円×100 = 45億円

2年間前倒しにより耐用年数が経過していない装置（20と推計）の総取得価額

3,500万円×20×2（対向周波数分）+ 4,500万円×20 = **2.3億円**

構成員からのご意見

1 対象設備について

「再配分によって撤去が必要となる諸々の設備（無線設備、電源設備等付帯設備、鉄塔、局舎等）全体を指すと考えてよろしいか」と確認を求める意見があった。

また、撤去しない設備（鉄塔・局舎等）についても、「帯域幅の比率で給付金の算定に含める等検討すべき」という意見があった。

その一方で、「給付算定の対象はあくまでも電波法免許対象設備とすべき」という意見もあった。

2 耐用年数について

「企業毎の実際の会計方法に応じて残存簿価を計算する方が公平ではないか」という意見があった。

3 借入金と自己資金の比率について

「現実には、借入金により資金調達をするケースが多いとも考えられるため、2分の1を借入金、残りを自己資金とする合理性について議論すべき」との意見があった。

4 その他

「既免許人の受けている利益を考慮すべき」であり、「既免許人の既免許期間における一定の収入を差し引くことが考えられる。」のではないかとこの意見があった。